

玉産振第00720号
令和7年12月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

玉城町長

市町村名 (市町村コード)	玉城町 (244619)
地域名 (地域内農業集落名)	茶屋地区 (茶屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農用地面積20haの内、10%が自作地であるが、一部担い手に委託にされている。
農地ほとんどであり、今後規模縮小する農地を受け入れる中心経営体は確保されている。
耕作放棄地はなく、除草作業は定期的に行っているため、農地維持はできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、水田地帯であるが米・麦約半々栽培している。
農地の地力増進及び経費節減のために、耕畜連携をして堆肥を入れている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当地区は、水田地帯であるが米・麦約半々栽培している。
農地の地力増進及び経費節減のために、耕畜連携をして堆肥を入れている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

指定認定農業者が効率よく農作業ができるよう大区画化にしていきたい。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃借は農地中間管理機構を全面に活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を令和16年までに計画する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り意向を踏まえながら担い手として育てていくため町・JAと連携し相談から定着まで切れ目無く取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業者に委託している。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】